

第16回東近江市景観審議会議事録

開催日時 令和7年3月4日（火） 午前9時から午前10時まで

開催場所 東近江市役所東B会議室（東庁舎）

委員定数 10人

出席委員 10人

（委員） 丸山 俊明 山口 敬太 紅谷 和子 野田 芳朗
河島 美智子 山村 眞司 西川 実佐子 田中 信弘
中西 耕 橋本 聡

出席者

（事務局） 都市整備部 部長 堀 憲司
都市計画課 課長 西澤 宏文
課長補佐 福山 良孝
都市計画・公園係 仙波 宏 堤 龍馬 荒木 克仁

傍聴人 なし

議 事 議案第1号 景観重要建造物の指定に代わる景観表彰の実施につき、意見を求めることについて（諮問）

報告事項 (1) 最近の景観行政について（屋外広告物事務の状況について）
(2) その他（太陽光発電設備の規制について）

審議状況

1 開会 午前9時 司会〈都市計画課長〉

〈司会〉会議の成立を報告

公開・非公開の報告、承認

2 会長あいさつ

3 議事

○議案第1号 景観重要建造物の指定に代わる景観表彰の実施につき、意見を求めることについて（諮問）

〈事務局〉説明

〈会長〉

ただ今の説明について、御意見、御質問があればお願いします。

〈委員〉

旧住井歯科医院は、ヴォーリズの建物の外観を綺麗な形で保存されていると思います。現在、商業施設として使われていることは以前から聞いており、商業施設として使われたときに、中の空間がどう変わってしまったのか不安がありましたが、今の写真を見せていただいて、綺麗に保存されているところを確認させていただいたので、東近江市の表彰候補としては、良いのではないかなと改めて思いました。

もう1つは、今回の話とは違いますが、単体の建物は、それはそれで重要なもので、1つ1つ大事に保存していくというのは、とても重要なことだと思いますが、地域を活性化させるとか地域のまちづくり等、全体的な面から見ると、単体ではなく連なるもの、地域全体の保存の仕方にも、目を向けていただけたらいいかなと思います。

〈会長〉

ありがとうございます。ただいまの御発言ですが、私も建築歴史を専門にしておりますので、内観を拝見してそれぞれの利用の仕方というのが非常に建築物の特徴、歴史的特性を踏まえられて、それに愛着を持って使用されているというのがとても伝わってきます。ある意味では文化財レベルでもあるとは思いますが、今回の場合、この景観を扱う委員会におきまして、特に外観景観についても大変素晴らしいということで、御同意をいただいた意見であるというふうに考えます。その他には御意見等いかがでございましょうか。

〈委員〉

表彰された後、建物の前に表彰されたとわかるものを置かれるのでしょうか。

〈事務局〉

建物使用者さんからは、階段の踊り場のところにヴォーリズ建築の説明を掲出しているの、そこに置くと一番利用者さんが見てくださるというふうに言われていました。また、バー等、夜にオープンされているところが多いので、外に掲出しても見つけにくいというところもあるのかと思います。ただ、外に掲出している方が昼間は気づいてもらいやすいと思います。そこはまた、建物所有者さん、建物使用者さんと御相談をさせていただきたいと思っております。

<委員>

所有者さんがそのことについてどう思われるかというのが大きな視点で、許可が出ればプレートをはめ込むのが良いと思いました。

<事務局>

この門の正面に、店舗を紹介する掲示板があるので、例えばそういうところを使わせてもらう等、御相談させていただきたいと思っています。

<委員>

旧住井歯科医院の表彰は、それで結構だと思うんですけど、郵送で送っていただいたこの参考資料なんですけど、これの3番の景観表彰、風景づくり条例、云々が書かれているんですけど、これは、持ち出さないほうがいいんじゃないかなという感じがします。従来ずっとやってきました景観の取組とは違って、少し方向的に、建築物に偏りすぎているんじゃないかなと感じます。景観に関するところにこの風景づくり条例を持ってくると、ちょっと方向が違うのではないかなという感じがします。

<会長>

ありがとうございました。この議案につきましては、前回の委員会で提案した議題が実際このような形に結びつきました。また、今回の提案は東近江市様の20周年の記念事業ということにも結びついたということ、更に市内唯一現存するヴォーリズ建築を予算的担保がない中、このような形で表彰し、所有者さんに対して敬意を表するという非常に意義深いものだと考えられます。委員のお話を聞き、表彰するに当たって、例えば表彰理由書を渡すのはいかがかなと思います。先ほどお話にもあったように、この建物は外観、更には内観についても非常に保存度が高いというところが、高く評価される場所です。表彰するだけでなく表彰理由を明確にすることで、多くの人々が価値を感じられると思います。先ほどの委員の御発言に少し沿った形で、文化財等でも理由書を添付することがありますので、それも1つの参考にしてはいかがでしょうか。その他には御意見等いかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは審議のほうを終了し、意見を集約したいと思います。この議案につきましては、諮問案件ということですので今回の審議会としては、意見なしということで、案を承認することよろしいでしょうか。

<全委員>異議なし

<会長>

ありがとうございます。本日審議いただく議案は以上でございます。

続きまして、次第4点目の報告事項に移ります。まず報告事項の1点目について、事務局の方から報告をお願いします。

4 報告事項

(1) 最近の景観行政について（屋外広告物事務の状況について）

<事務局>報告

<会長>

はい、ありがとうございます。屋外広告物に関しましては前回の審議のときに、制度的確認ということでお話をさせていただきましたが、東近江市全般ということでは、極端な変化はないですが、例えば、最初に見せていただいた写真のとおり、コストコ周辺では、多くの企業が出店している関係上この現状がありますが、これはあくまで局所的な一方で、地域振興においても非常に大きなことです。屋外広告物の規制に関して、特に違反に当たらず地域的な事象ととらえて、東近江市全般では特に、極端な変化が起きていないということで、お話を伺うことができました。

そのほかに、御意見、御質問等ある方、お願いいたします。

<委員>

以前から、広告物の表彰制度を提案しています。具体的に、長浜市は長浜景観広告賞を実施しており、規制も大事ですがアメとムチで、表彰も大事なのではと思いますので東近江市さんも作ってあげてはいかがかなと思います。褒めてあげるといい方向に進み仕事の励みにもなります。

<会長>

ありがとうございます。非常に貴重な御意見ですね、事務局の方でも、御検討いただければいいかと思います。その他、御意見等いかがでしょうか。

はい、ありがとうございます。それではですね、次に報告事項の2点目につきまして、事務局の方から御報告をよろしくお願いいたします。

(2) その他（太陽光発電設備の規制について）

<事務局>報告

<会長>

はい、ありがとうございます。この件につきまして、御意見がありましたらどうぞよろしくお願ひいたします。

<委員>

京都でゴルフ場が廃業をされて太陽光発電設備を設置されている事例がございます。山の中ですので、景観上いかななものかと思っています。ただ、京都の場合も同じように景観で規制するものという、反射するような材料を屋根に使うなという内容を景観条例で定めていますが、京都市は太陽光を促進しており、売電ではなく自分で使いなさいという条文です。東近江市の場合でしたらそういうことよりも、例えば布引丘陵の辺に大きな太陽光パネルの施設ができるのではないかと、大型のそういう発電施設を目指されている話が、土地を買いなさいとか借りなさいとかいう話と併せてよく出てきます。国の施策としては、二酸化炭素、カーボンニュートラルを政策として推進しているので、足を引っ張るっていうのは、どこまでできるのかなと思います。先ほどおっしゃったような、国策としてそれをやりなさいということで、景観法としては違わらうなとは思っています。ただ、そういう意見が、陳情できればなというところがございます。

<会長>

はい、ありがとうございます。まさに皆さん同じような気持ちだと思いますね。当然建築物に取りつけるような太陽光発電もございますし、今お話にありましたいわゆるメガソーラーという、山を切って谷を埋めてというような大規模施設というのもあり得るわけで、滋賀県の場合、急傾斜地の問題もございます。そういったところを開発した場合、その安全性をどうやって担保するのか。当然土砂崩落の問題もございます。土石流を生む可能性もあります。そういったことを考えると、やはり届出という中でその届出で求める内容をどういうふうと考えていくかということですね。規制は難しくても、届け出する中で、そういう基礎構造をどういうふう考えているのか、土砂崩落に対してどういう担保をしているのかとかそういう報告を求めるということは可能なんだろうなというふうに考えます。今、法律よりも難しいこと、厳しいことは条例ではというお話が先ほどの御説明にもありましたけども、これはまさにそのとおりですね。ですからその辺は難しいとしても届出の基準をどういうふうに見直し、届出内容をどういうふう整理していくかというのは、ポイントになってくるかと思っています。今の委員のお話のとおりです。その点で、令和5年に滋賀県の方で景観計画ガイドライン、特にこの中で太陽光発電設備に関わる事項ということがまとめられております。今、東近江市様の届出基準というお話がございましたけれど、この滋賀県

さんのガイドラインを見せていただくと、もう少し細かいものになっておりますので、滋賀県のガイドラインを踏まえて届出基準を見直されてはいかがかなというふうに思った次第です。それ以外には御意見いかがでしょうか。

<委員>

先ほどの丘陵地の場合、4月1日から土砂災害防止法で申請届出がいきますので、ある程度の安全性の担保はできるのではと思いますけれども限界がある。

<委員>

安全性は、いろいろ構造的な問題で規制はかけられると思うのですが、景観上でだめというのは、ちょうど目線の高さにくるようなところにパネルがくるというような形になりますのでね。景観的にいうと大きな問題になってくるのかなと思います。それともう1つ、今、エネルギー問題で国の施策で推奨しているということで、それが一番大きな問題になると思うのですが、これからのことを考えた場合、そのパネルが今度交替するとか、外すとか、というようなことになった場合、ごみの山ができるという、そこら辺の対策も、少し前もって考えていかないとそのときになったらとても大きな問題に膨れ上がってくると思うので、そこら辺もプラスアルファとしての道筋ぐらいは検討する必要があるのではないかなと思います。

<委員>

太陽光パネルって、先を見て、老朽化したときの何かみすぼらしさみたいな感じってありますね、確かに。

<会長>

ありがとうございます。ちょっとこれはどうなんでしょうね。太陽光パネルの再利用については、既に多くの方が研究をなされていて、実際に活動されてるようなところもありますので、そういったところとの結びつきというのは当然、設置業者さんでも、それに結びつけていかれる義務というか、当然倫理的義務もあるとは思いますが、それこそ、今、御発言ありました目線の高さとかですね、それから公共空間からできるだけ後退するとかですね、まさにそういったことについても、触れる内容がございますので、まさにこの滋賀県のガイドラインをですね1つの参考にされてはいかがかなと思った次第です。Webで参加の副会長、この件についていかがでしょうか。

<委員>

はい。私、滋賀県の景観審議会の方で、太陽光の議論をしていて、まさに同じような問題がありまして、先ほども発言ございましたけれども、平地の家につけるようなものになると、例えば、反射光の配置とかの問題、平地の大型になると、道路からの

目隠しとかですね、反射光を抑制して遠くから見たときに、まぶしくならないように目立たないようにとか、また山地とか山裾の場合は、環境影響評価とかそういうのは土砂技術的な、それはどちらかというところと景観というよりも、環境影響評価でしっかり見てもらうとか、多分その状況に応じて、施策も方策も変わってくると思うのですが、東近江市の場合は、割と平地で大型のものができる可能性があるんで、見えてしまうようなものをどうやって抑制していくのかっていったときに、植栽による目隠しっていうのは結構重要な課題になってくるのではないかなと個人的には思っております、この滋賀県ガイドライン等を参考にしながら、そのあたりを充実させていく必要があるのではないかなと思っております。以上です。

<会長>

非常に貴重な御意見ありがとうございます。特に、そのあたりを、踏まえられて、今後の御検討の材料にさせていただければというふうに思った次第です。そのほか、御意見いかがでしょうか。

それでは報告事項の2つ目がこれということでございましたので、本日の審議の案件、報告案件が終了したというところでございます。若干時間的な余裕はございますけれども、皆様お忙しい中、これで本会議の方を閉じたいと思います。本日の議事につきましては以上のおりでございます。熱心な御意見を賜りまして本当にありがとうございました。議事が終了しましたので、進行を事務局の方にお返しいたします。

審議終了

審議結果 第1号議案 案を適当と認める。

閉会 午前10時